

山崎 和代 ◯やまさき かずよ
 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団
 訪問看護課 課長
 西宮市訪問看護センター 管理者
 認定看護管理者

西宮市訪問看護センター(兵庫県西宮市)は3カ所のサテライト事業を展開するステーション。山崎和代さんに、管理者としての日々の思い・考えを語っていただきます。

10

コロナ感染者への在宅療養支援スキームの構築

2020年12月18日(金)、自治体のコロナ対応所管部署から「利用者がコロナ陽性となったヘルパー事業所が撤退した。体調管理を含め生活支援をしてほしい」との相談がありました。この時期、医療機関では家族等との面会を禁止していたことから、当ステーションには在宅療養を望む重症者等からの訪問依頼が殺到していました。そのため「生活支援まで訪問看護師が担うと平常の訪問看護機能が果たせない」とお断りしました。

翌日19日(土)、今度は当ステーションの利用者Aさんが陽性となり、入院待機者として支援要請がありました。当時、兵庫県は「陽性者は原則入院」の方針でしたが、感染者数の急増により無症状の人は入院せずに保健師による健康観察を受けることになっていました。しかし、保健師も手一杯の状態だったので、Aさんには同居家族のサポートに加えて、保健師が電話による体調確認を、ステーションが医療的支援を行いました。

自治体に要望書を提出

在宅療養中のコロナ感染者が早期に入院できること・入院待機者に訪問看護がかかわる場合の支援体制および手順を整理することが必要だと考え、12月28日(月)、病床・宿泊所確保および医療逼迫時の在宅療養支援スキームの構築を求める「要望書」を兵庫県看護協会と兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会との連名で西宮市長宛てに提出しました。その後、年明けすぐに

自治体・保健所・医師会・薬剤師会等と在宅療養支援スキームについて協議しました。その結果、保健所から電話で支援要請を受ける→対応可ならばFAXで在宅療養者の情報を得る→在宅療養者・家族に連絡して訪問→健康状態や症状について保健所にFAXで報告→状態悪化が認められた場合には保健所に入院調整を依頼、といった手順になりました。また、ゴールデンウィーク中は保健師の代わりに、訪問看護師が診療所・薬局・在宅医療機器の業者などの調整を行うとともに、電話による健康観察の役割も担いました。

気づいたことは必ず相手に伝える

第4波の流行下(4月～5月初旬)でスキームが動き始めたのはよかったものの、想定した以上に在宅療養者に酸素療法や薬物療法が必要になりました。さらに、毎日、呼吸状態の悪化した在宅療養者への訪問や在宅酸素導入の支援依頼があり、災害時のように総力を挙げて取り組まないと解決できない状況でした。そうした中、保健所等との連絡の行き違いで二度手間が生じたり、報告が遅れたりする事態が出てきました。そこで、保健所に「支援ステーションを増やすこと」「多職種連携情報共有システム(ICT)を活用した情報提供・共有を行うこと」を提案したところ、これが認められました。

「気づいたことは伝える」。この大切さをあらためて実感しました。より効果的な支援体制を構築するには、関係者と密なやりとりをしながらブラッシュアップをはかることが大切です。



illustration TOKUDOME